

指定管理者総合評価シート

（評価対象期間 平成29年4月1日～令和3年3月31日）

1 基本情報

施設名称	千葉市科学館
条例上の設置目的	千葉市科学館設置管理条例（平成18年千葉市条例第44号） 第1条 本市は、科学に関する知識の普及及び啓発並びに青少年の想像力のかん養を図り、市民文化の発展に寄与するため、千葉市科学館を設置する。
ビジョン （施設の目的・目指すべき方向性）	千葉市科学館は、千葉市科学都市戦略の基本理念「子どもから大人まで、すべての市民が日常生活の中で科学・技術を身近に感じることができる、科学都市を創造する」に基づき、市民が、科学・技術に触れ合い、ライフスタイルに科学が浸透する機会を提供する生涯学習施設としての役割を担っている。また、千葉市科学館のコンセプトは、「参加体験型の科学館」と、人から人へのコミュニケーションを大切に「人が主役となる科学館」である。
ミッション （施設の社会的使命や役割）	・幅広い年齢層の市民を対象に、科学に関する知識の普及及び啓発に寄与すること ・学校教育と連携して、青少年の想像力のかん養を図り、科学や技術に対する興味関心を高めること
制度導入により見込まれる効果	市民サービスの向上を図るとともに、生涯学習施設として学校教育支援を充実させることや、さらに多くの市民に本施設を利用してもらうという効果を見込んでいる。
指定管理者名	コングレ・東急コミュニティー共同事業体
構成団体 （共同事業体の場合）	株式会社コングレ
	株式会社東急コミュニティー
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日（5年）
所管課	千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課

2 成果指標等の推移

（1）入館者数（成果指標1）※千葉市目標値400,000人

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	平均
実績値（人）	435,113	484,671	394,974	150,874	366,408
数値目標※（人）	425,500	455,500	474,900	511,700	466,900
達成率（％）	102.3	106.4	83.2	29.5	78.5

（2）利用者アンケートにおける利用者満足度（成果指標2）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	平均
実績値（％）	97.5	96.8	96.1	98.3	97.2
数値目標※（％）	98（97）	98（97）	98（97）	98（97）	98.0
達成率（％）	99.5	98.8	98.1	100.3	99.2

(3) 市内小学校団体利用の割合 (成果指標3)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	平均
実績値 (%)	99.1	100.0	99.1	41.8	85.0
数値目標※ (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
達成率 (%)	99.1	100.0	99.1	41.8	85.0

(4) 成果指標以外の利用状況を示す指標

指 標	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	平均
プラネタリウム稼働率 (%)	33.4	30.6	27.4	43.5	33.7

※ 数値目標は選定時に設定した数値であり、市設定の数値を上回る目標を指定管理者が設定している場合、市設定の数値は括弧書きで表している。

3 収支状況の推移

(単位：千円)

			H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	合計
必須業務	指定管理料	実績	376,233	404,215	405,900	420,536	1,606,884
		計画	376,233	404,215	403,498	399,100	1,583,046
	利用料金	実績	59,594	70,935	53,774	21,216	205,519
		計画	65,017	70,693	75,700	79,116	290,526
	その他	実績	22,751	28,171	21,849	12,272	85,043
		計画	29,246	34,560	35,882	37,000	136,688
	合 計	実績	458,578	503,321	481,523	454,024	1,897,446
		計画	470,496	509,468	515,080	515,216	2,010,260
	支 出	実績	455,425	500,248	476,527	446,487	1,878,687
		計画	470,496	509,468	515,080	498,106	1,993,150
収 支	実績	3,153	3,073	4,996	7,537	18,759	
自主事業	収 入	実績	2,338	2,812	2,048	1,108	8,306
		計画			0	0	0
	支 出	実績	1,832	1,929	1,709	316	5,786
		計画	0	0	0	0	0
	収 支	実績	506	883	339	792	2,520
	総収入	実績	460,916	506,133	483,571	455,132	1,905,752
総支出	実績	457,257	502,177	478,236	446,803	1,884,473	
総収支	実績	3,659	3,956	5,335	8,329	21,279	
利益の還元額	実績						
利益還元の内容							

4 管理運営状況の総合評価

評価項目	評価	評価の具体的内容・理由
1 成果指標の目標達成	C	入館者数や、市内小学校の団体利用率については、令和元年度・2年度とコロナ対策による休館等があったので、一概に比較はできないが、おおむね計画通りの実績・成果が認められた。
2 市の施設管理経費縮減への寄与	C	全体の支出額は減額されているが、令和2年度は休館等の影響によって、利用料金の不足による指定管理料の補填があり、指定管理料が増額された。
3 市民の平等利用の確保・施設の適正管理	C	台風の接近時やきぼーの停電時には職員が適切な対応を行った。新型コロナウイルス感染拡大時にはの感染対策を十分に行い、利用者や講師の安全確保を考慮して運営を行った。
4 施設管理能力		
(1) 人的組織体制の充実	C	提案書どおり職員を配置した。コロナ禍においては、専門知識を有する講師を招き、職員向け研修会を実施することができた。
(2) 施設の維持管理業務	C	LED化を進め、省電力を図った。展示機器の不具合や老朽化に対してはきめ細やかな対応をし、心地よい展示環境を保つことができた。新型コロナウイルス対策として、展示室内の清掃・消毒を強化した。
5 施設の効用の発揮		
(1) 幅広い施設利用の確保	C	イベント開催時には、利用料金免除を行い、科学の拠点としての役割を果たそうとした。館外の事業にも積極的に参加し、館の広報に努め、初回利用者の来館を促進した。
(2) 利用者サービスの充実	C	アンケート等を生かし、利用者のニーズに答えた。
(3) 施設における事業の実施	B	助成金を活用して、展示に生かすことができた。
6 その他 (市内業者の育成、市内雇用の配慮、障害者雇用の確保、施設職員の雇用の安定化への配慮)	C	障害者を引き続き雇用した。臨時休館中も職員に休業手当を支給し、雇用の安定に努めた。

総合評価	C
------	---

【評価の内容】

- A：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待を大きく上回る、特に優れた管理運営が行われていた。
- B：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待を上回る、優れた管理運営が行われていた。
- C：概ね事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待どおりに管理運営が行われていた。
- D：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待に満たない管理運営が行われていた。
- E：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待に、大きく満たない管理運営が行われていた。

5 総合評価を踏まえた検討

(1) 指定管理者制度導入効果の検証

	当初の見込みを上回る効果が達成できた。
○	当初見込んでいた効果が概ね達成できた。
	当初見込んでいた効果は達成できなかった。

(上記判断の理由や具体的内容・達成できなかった場合の原因)

指定期間の前半における入館者数の増加は、企画展の工夫などによる運営のたまものである。またプラネタリウムでも、恐竜やアニメなどのコンテンツを積極的に取り入れることで集客数を増やすことに成功した。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大による展示・イベントの中止、営業時間の短縮などは運営に大きな打撃であった。その中でも、小学校の出前授業等の実施数を増やしたり、オンラインを活用して家庭などでも気軽に楽しめる機会を提供することができた。

(2) 指定管理者制度運用における課題・問題点

人的組織体制として、雇用人数が契約に満たない場合の、評価の方法を確立する必要がある。またその場合給与の返済をどうするかも規定しておく必要がある。

(3) 指定管理者制度継続の検討

○	指定管理者制度を継続する。
	施設管理手法の見直しを検討する。
	既に施設管理手法の見直しを決定している。

(4) 千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会の意見

市による評価はおおむね妥当であると認める。
 また、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するという観点から、財務に関する事項で特記するものはないと認める。
 ただし、計算書類及び事業報告に係る附属明細書が作成されていない、貸借対照表の勘定科目が適切に区分掲記されていない等により、提出された財務諸表のみでは財務状況に対する評価が困難であったものであるから、指定管理者が、会社法施行規則や会社計算規則等関係する法令や規程に則った適切な財務諸表等を本委員会に提出するよう、市としても管理していただきたい。
 その他、次の事項を本委員会の意見とする。
 ア 市と指定管理者が締結する基本協定書の第73条において、「指定管理者は、指定管理者の事業年度終了後3か月以内に、適正な監査を受けた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び事業報告並びにこれらの附属明細書を千葉市に提出するものとする」と規定されている。
 (ア) しかしながら、指定管理者が提出してきた財務諸表の資料のうち、提出が必要とされる「計算書類及び事業報告に係る附属明細書」が不足していた。
 (イ) また、提出された財務諸表が「適正な監査を受けた」ことを確認するため、指定管理者に対して監査報告書その他適正な監査を受けたことを証する書類の提出が必要と考えられるが、それらの資料が不足していた。
 (ウ) 前記(ア)、(イ)の状況について、必要書類の提出など基本協定書を遵守するよう、指定管理者に対して適切に指導するなどにより、早急に是正していただきたい。
 イ オンラインによるコンテンツが充実してきた点を評価する。今後は、学校等の出前講座について、台風等の災害や感染症のまん延等により中止せざるを得ない場合であっても、オンラインを活用した講座の実践等他的手立てを講じ、市立の小学校全校での実施を目指していただきたい。
 ウ 専門職員について、提案数を大幅に上回る人数を配置できた点を評価する。今後は、学校や公民館等への派遣等、人材を有効に活用できる体制を構築していただきたい。